



全ト協発第357号（環・適）
令和5年10月18日

各都道府県トラック協会会長 殿
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本克己



『『貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について』の 一部改正について』について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月10日付けで「旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令」が公布されたことに伴い、別添のとおり、「『貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について』の一部改正について」の通達が、国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長、安全政策課長、自動車整備課長の連名で発出されました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます

(参考)

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について (国土交通省ウェブサイト)
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/construction.html>

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部
電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

国自貨第 99 号の 2
国自安第 89 号の 2
国自整第 131 号の 2
令和 5 年 10 月 10 日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

物流・自動車局 貨物流通事業課長
安全政策課長
自動車整備課長
(公 印 省 略)

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知をお願いいたします。

国自貨第 99 号の 2
国自安第 89 号の 2
国自整第 131 号の 2
令和 5 年 10 月 10 日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

物流・自動車局 貨物流通事業課長
安全政策課長
自動車整備課長
(公 印 省 略)

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知をお願いいたします。